

徳島県告示第四百三十六号

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号。以下「条例」という。）第五十六条の規定により、令和三年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年七月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 条例第5条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録の件数
2, 238件（令和3年度末）
- 2 条例第13条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求
(1) 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の処理状況

区分	開示の請求	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	請求拒否	取 下 げ
件数	200	41	143	1	13	2

(単位…件)

注 1 「請求拒否」とは、開示の請求に係る個人情報を保有していない等のため、開示の請求を拒否したものである。
2 「取下げ」とは、保有個人情報の提供等により、請求が取り下げられたものである。

(2) 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の実施機関別内訳

(単位…件)

区 分		件 数
知 事	危機管理環境部	0
	政策創造部	0
	経営戦略部	3
	未来創生文化部	20
	保健福祉部	6
	商工労働観光部	0
	農林水産部	9
	県土整備部	6
	監察局	2
	出納局	0
	南部総合県民局	34
	西部総合県民局	0
	計	80
議会		0
教育委員会		10
選挙管理委員会		0

人事委員会	2
監査委員	0
公安委員会	0
警察本部長	107
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
公営企業管理者	0
病院事業管理者	1
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	0
合 計	200

(3) 条例第26条第1項の規定による口頭による開示の請求の実施機関別内訳
(単位…件)

区 分	件 数
知 事	5
保健福祉部	16
商工労働観光部	22
農林水産部	2
計	45
教育委員会	1,660
人事委員会	118
警察本部長	2,240
合 計	4,063

- 注 条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報
を定めているのは、上記の4実施機関のみである。
- 3 条例第28条第1項の規定による訂正の請求
訂正の請求は、ありませんでした。
- 4 条例第35条第1項の規定による利用停止の請求
利用停止の請求は、ありませんでした。
- 5 事業者における個人情報の不適正な取扱いに対する措置
事業者に対する措置は、ありませんでした。
- 6 不服申立ての件数及び処理状況

			処 理 状 況	(単位…件)
--	--	--	---------	--------

区分	前年度 繰越	当 年 該 度	諮問	答申	裁 決 又 は 決 定				取下げ	次年度 繰越
					認 答	一 部 認 答	棄 却	却 下		
件数	4 8	6	5	1 6	0	2	1 2	2	0	3 8